

支給額は以下の計算式により判定します

$$\text{保護者等の課税標準額（課税所得額）} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※政令指定都市の場合は「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じて計算する

「課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」の確認方法

- ①個人番号カードをお持ちの場合は「マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）」を利用し確認する。
- ②市町村発行の「課税証明書（手数料が必要）」から確認する。

上記計算式により出た計算結果から以下のとおり支給額を決定します。

		計算結果	支給額
公立	全日制	304,200円未満	9,900円/月
	定時制（単位制以外）		2,600円または2,700円/月
	定時制（1年で履修する単位制）		130円/1単位あたり
	定時制（半年で履修する単位制）		260円/1単位あたり
	通信制		300円/1単位あたり
	専攻科		100円未満
		100円以上51,300円未満	4,950円/月

私立	全日制	154,500円未満	最大33,000円/月
		154,500円以上304,200円未満	9,900円/月
	通信制	154,500円未満	最大12,030円/1単位あたり
		154,500円以上304,200円未満	4,812円/1単位あたり
	専攻科	100円未満	最大35,600円/月
		100円以上51,300円未満	17,800円/月